

埼玉県総合リハビリテーションセンター E S C O 事業実施方針に関する意見及び回答

番号	頁	項 目				意 見	回 答
		大	中	小	細		
1	1	第 1	1	(5)	ア-(ア)	光熱水費の削減額の基準となる数値を明示する必要があると思われます。例えば、優先交渉権者（事業者）等の選定から最終事業者と契約締結までの期間では基準となるエネルギー消費量（ベースライン）の実測が不可能なため、ベースラインの設定は過去3年間程度のエネルギー消費量の平均とし、必要に応じてベースラインの見直しが行えるようにすべきと考えますが、如何でしょうか。 また、ユーティリティ料金の変動に対するリスク負担の考え方を明確にする必要があると思われます。	ベースライン及びユーティリティ料金の変動に対するリスク負担の考え方は、募集要項で示します。
2	1	第 1	1	(5)	ア-(ウ)	事業範囲の（ウ）において謳われている「県の利益」の定義を明確にする必要があると思われます。	「県の利益」は、募集要項で示します。
3	2	第 1	1	(5)	ア-(オ)	「事業者は契約期間終了後、設置した設備を県に無償譲渡するものとします。」とありますが、無償譲渡ではなく残存簿価で買い取っていただく形態は考えられないでしょうか。 また、無償譲渡する場合、引き渡し時の設備の残存簿価の取扱はどうなるのかお示し戴きたい。	実施方針のとおりとします。 なお、残存簿価の取扱いについては、事業者の判断によります。
4	2	第 1	1	(5)	イ	サービス料の算出方法について、明確にする必要があると思われます。 事業者の収入において、「施設の光熱水費削減額の中からサービス料として、事業期間内において毎年度均等額を業者に支払います。」とありますが、光熱水費削減額の補償額以上削減できた場合は、その分について県と事業者で利益を配分することも考慮戴きたいと考えますが、如何でしょうか。	合理的かつ適切な提案を期待しております。
5	2	第 1	1	(6)		事業期間は最大15年を限度として事業者のからの提案によるとありますが、事業の期間が事業者選定に影響を及ぼす可能性があるのか、お考えをお示し戴きたい。	審査時の評価項目は、募集要項で示します。
6	3	第 2	3	(1)		応募者の構成等において、「1グループの構成員は、他のグループの構成員になることはできない。」との追加標記が必要ではないでしょうか。	応募者の構成等は、募集要項で示します。
7	3	第 2	3	(2)	ウ	行政に於ける応募資格で必ず問題になるのが、「E S C O 事業の実績」です。E S C O 事業は「省エネ保証事業」と云う側面を持つ新産業であり、建設業、設備専門業でもない全く新しい業種なのです。官民を問わず、その実績を持つ会社は非常に少ないのが現状です。最近の例では、神戸市の「貿易商工センター E S C O」公募ではその資格を「提案実績」とし、板橋区では「E S C O 実績をあえて問わない」事で多数の応募者を得ました。今回も是非応募資格の項のご再考をお願い申し上げます。	事業を的確に実施するため、実施方針のとおりといたします。
8	3	第 2	3	(2)	ウ	「省エネルギー保証を行う E S C O 事業の実績があり、経営等の状況が良好であること。」とありますが、経営等の状況が良好であるとする判断基準を明確にする必要があると思われます。	応募者の参加資格は、募集要項で示します。

番号	頁	項目				意見	回答
		大	中	小	細		
9	3	第2	4	(2)		<p>現在、省エネルギー方策としてコージェネレーションシステムを導入する例が多く見られ、当システムが急速に普及しております。その一方で排熱を十分利用しない低効率のコージェネも急増し、このままでは従来システムよりもエネルギー効率が悪化するとともに、NO_x排出等による環境負荷の増大により地域環境が悪化することが懸念されます。経済産業省・資源エネルギー庁においても省エネルギー法にもとづくエネルギー使用合理化に関する事業者判断基準を改正し、設備の総合効率を明記することで効率の悪いコージェネを規制する検討に入っているところです。県におかれましてもESCO事業者からの提案の審査につきましては、環境負荷の低減を念頭において行っていただく必要があると考えます。</p> <p>なお、提案の審査において環境性を評価されるにあたり、以下の点につきましてもご留意いただけますようお願い申し上げます。一般的にCO₂排出量は、環境省や各電力会社が公表している排出係数をもとに算出されますが、環境省が14年8月に公表した「温室効果ガス排出量算定方法に関する検討結果」(12年度)では一般電気事業者の排出係数は0.378Kg-CO₂/kWhとしております。また、弊社の排出係数(12年度)については年間平均0.33kg-CO₂/kWh(昼間<8~22時>0.35、夜間<22~8時>0.28)となっております。総合リハビリテーションセンターにおかれましては現状弊社より電気をご購入いただいておりますので、電気によるCO₂排出量の算定にあたりましては、弊社排出係数により算定すべきと考えます。NO_xにつきましても、大気汚染防止法、県条例等の基準(排出濃度)を守るだけでなく、当該地域の環境の悪化を防ぐために、着地濃度で評価すべきと考えます。</p>	提案の審査は、実施方針で示すとおり、総合的に審査いたします。排出係数の詳細は、募集要項で示します。
10	3	第2	4	(2)		<p>事業提案の審査方法については書類審査のみか、審査員に対してプレゼンテーションを行う機会を頂けるのか、お示し戴きたいと考えます。</p>	プレゼンテーションについては、募集要項で示します。
11	4	第4				<p>下記につき事前に御開示下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約電力 契約種別 消費電力(年間) ・燃料油種(13A、LPG、重油等) 年間消費量(K1、m3N等) 	募集要項と同時に配布いたします。
12	5	第7				<p>毎年均等に支払われる維持管理費のうち修繕費部分を修繕引当金(税法上で言う準備金)として売上げ計上しないことによって法人税課税を回避し、修繕に要する費用を積み上げた修繕引当金の中から毎年必要に応じて支出するような税法上の仕組みを構築できないか、ご検討戴きたいと考えます。</p> <p>ちなみに、PFI法第16条第1項において「国及び地方公共団体は、特定事業の実施を推進するため、基本方針及び実施方針に照らして、必要な法制上及び税制上の措置を講ずるとともに、選定事業者に対し、必要な財政上及び金融上の支援を行うものとする。」と規定されています。</p>	実施方針のとおりといたします。